ふっかちゃん読書推進事業が始まります！

●問い合わせ　図書館（☎571－8210）
〒366－0822仲町19－3

子どもの読書を推進するため、『ふっかちゃん子ども福祉基金』を活用して、新たに次の事業を始めます。

①ふっかちゃんブックスタート絵本コンクール『えほんではじめまして！』

市では4カ月児に対し、ブックスタート事業を行っています。ブックスタートとは、赤ちゃんとその保護者に『絵本との出会いと楽しいひと時』をプレゼントする事業です。

今回、ブックスタートで手渡す絵本を制作するため作品を募集します。

【コンクールの概要】

応募受付期間　10月31日㈪まで（持参の場合は、10月30日㈰午後7時まで）

絵本の題材・必須条件　市イメージキャラクター『ふっかちゃん』を題材とし、内容は1歳児までを対象とする

応募規定

- ページ数は4の倍数で、表紙、裏表紙を含む24ページを上限
- サイズは1ページあたり、22チセン×21チセン以内
- 表現方法や画材・画法は自由

応募方法　応募票を作品と一緒に事務局へ直接または郵送。募集要項と応募票は、市内公共施設のほか、市ホームページからも入手できます。

応募先　ふっかちゃんブックスタート絵本コンクール事務局（図書館内）

大賞（1編）＝賞金30万円および絵本出版

絵本製作のスケジュール　11月に選考し、平成29年3月から4カ月児健診で配布します。

※その他、詳しくは募集要項をご覧ください。

②ふっかちゃん図書館障害者サービス事業

障害の有無に関わらず全ての子どもたちが図書館が所蔵する本などを利用することができる読書環境を整えます。

具体的には、視覚などに障害があり、印刷物を読むことが困難なかたのために製作されるデジタル録音図書『マルチメディアDAISY（デイジー）図書』やそれを再生するためのiPadなどの再生機器、知的障害や発達障害のあるかたなどが読みやすいよう、写真や絵、絵文字、短い言葉などで構成された図書『LL（エルエル）ブック』を購入し、貸し出します。

※一部資料や機器の利用には障害者サービスへの登録が必要です。

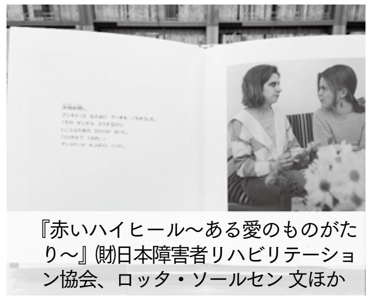
『赤いハイヒール～ある愛のものがたり～』㈶日本障害者リハビリテーション協会、ロッタ・ソールセン 文ほか

▲LLブックの一例。知的障害や発達障害のあるかたが読みやすいよう、写真や絵が大きく、短い言葉で構成された図書です

▲iPadではマルチメディアDAISY図書を再生することができます。子どもにも操作しやすく、持ち運びもできるので、読む場所を限定しません

『ぐりとぐら』福音館（ふくいんかん）書店
中川李枝子（なかがわりえこ） 作 大村百合子（おおむらゆりこ） 絵

▲マルチメディアDAISY（デイジー）図書。視覚障害や発達障害があり、印刷物を読むことが困難なかたが読みやすいよう工夫された電子図書です

市の情報をテレ玉で！

市では、テレ玉（3チャンネル）のデータ放送を活用し、防災行政無線で放送した内容や旬なイベント情報などを発信しています。

ぜひ、ご覧ください。

データ放送を視聴するには

1. テレ玉を視聴する。
2. リモコンの【d】ボタンを押す。
3. テレ玉のデータ放送画面が開く。
4. 画面左下の一覧から『深谷市からのお知らせ』を選び、リモコンの【決定】ボタンを押す。

問い合わせ　秘書課（☎574 - 6631）

新庁舎建設基本設計市民ワークショップ参加者募集！

●問い合わせ　新庁舎建設推進室（☎501－2610・FAX573－8250
〒366－8501仲町11－1・✉c－ken@city.fukaya.saitama.jp）

新庁舎建設に向け、皆さんの意見を伺う機会としてワークショップを開催します。

このワークショップは、テーマに基づき参加者が主体的に意見を出し合い、基本設計に生かせるアイデアを見つけることを目的とします。次の通り参加者を募集しますので、応募をお待ちしています。

応募資格　全3回参加できる18歳以上の市内在住者

募集人員　3人

※市内の公共的団体などからの推薦者を含め、1グループ6人程度、全3グループでワークショップを行います。

※ワークショップ参加に伴う報酬などはありません。

とき　第1回＝8月27日㈯、第2回＝9月17日㈯、第3回＝10月8日㈯午前10時～正午

ところ　市役所本庁舎3階大会議室

【ワークショップのテーマ】

『使い勝手がよく、市民にとって親しみやすい庁舎とは』

提出書類

①深谷市新庁舎建設基本設計市民ワークショップ参加申込書

②『使い勝手がよく、市民にとって親しみやすい庁舎とは』をテーマにした作文（800字程度・様式自由）

申し込み　7月29日㈮（必着）までに、申込書と作文を持参または郵送、ファクス、メールで問い合わせ先へ

申込書は、市役所本庁舎総合案内、総合支所、公民館で配布するほか、市ホームページ（HP『深谷市新庁舎建設』で検索）からも入手できます。

選考方法

提出された作文による選考を行います。なお、選考結果は、8月10日㈬までに郵送でお知らせします。

国民年金からのお知らせ

●問い合わせ　熊谷年金事務所（☎522－5012）　保険年金課（☎574－6641）　岡部市民生活課（☎585－5496）
川本市民生活課（☎583－2783）　花園市民生活課（☎584－1121）

国民年金の保険料免除制度

国民年金には、経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合に、本人の申請によって保険料が免除される『保険料免除制度』があります。

この制度は、本人とその配偶者および世帯主の前年所得が一定の基準額以下の場合に承認され、保険料の全額が免除される『全額免除』のほかに、世帯の所得に応じて保険料の一部を納付して残りが免除される『一部納付（一部免除）』があります（4分の1納付、2分の1納付、4分の3納付の3種類）。

また、退職（失業）を理由とした『特例免除制度』もあります。特例免除は、申請する年度または前年度に退職（失業）した場合に対象となり、失業されたかたの所得を除外して免除の審査を行います。特例免除を申請する場合は、雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票など、公的機関の証明書が必要になります。

このほかに、世帯主の所得が多いため保険料免除に該当しない場合、50歳未満のかたについては本人および配偶者のみの所得で審査して基準を満たせば、保険料納付が猶予される『納付猶予制度』があります。

免除や猶予を受けずに、保険料を納めないままにしておくと、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合がありますので、納めることが困難な場合は、申請手続きを行ってください。

免除申請月および対象期間

申請月	対象期間
平成28年7月～	平成28年7月～29年6月（平成27年所得で審査）

※なお、申請時点から2年1カ月前までの期間について、さかのぼって免除などを申請することが可能です。（申請年度に対応する前年所得に基づき審査）
※納付猶予制度について、平成28年6月以前の期間については、30歳未満のかたが適用となります。